

令和4年白浜町議会第1回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 令和4年2月17日 白浜町議会第1回定例会を白浜町役場
議場において9時57分開会した。

1. 開 議 令和4年2月17日 9時58分

1. 閉 議 令和4年2月17日 14時53分

1. 延 会 令和4年2月17日 14時53分

1. 議員定数 14名 欠員 1名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 13名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	堀	匠	2番	楠本	隆典
3番	廣畑	敏雄	4番	西尾	智朗
5番	正木	秀男	6番	南	勝弥
7番	小森	一典	8番		
9番	辻	成紀	10番	松田	剛治
11番	溝口	耕太郎	12番	長野	莊一
13番	堅田	府利	14番	水上	久美子

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 濱口 伊佐夫 事務主任 鈴木 保典

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 澗	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	豊 田	昭 裕			
富田事務所長			日置川事務所長	石田	健
兼農林水産課長	古 守	繁 行			
総務課長	愛 須	康 徳	税 務 課 長	岩 城	祐 朗

民生課長	中本敏也	住民保健課長	泉芳明
生活環境課長	廣畑康雄	観光課長	寺脇孝男
建設課長	玉置康仁	上下水道課長	清水寿重
地域防災課長	木村晋	会計管理者	玉置孔一
消防長	久保道典		
教育委員会			
教育次長	榎本崇広	総務課副課長	山口和哉

1. 議事日程

日程第1 一般質問

追加日程第2 議案第30号 令和3年度白浜町一般会計補正予算（第11号）議定について

1. 会議に付した事件

日程第1から追加日程第2

1. 会議の経過

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。地方自治法第113条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまから白浜町議会令和4年第1回定例会2日目を開会します。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 濱口君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程については、お手元に配布しています。

本日は一般質問を予定しています。

本日、休憩中及び議会散会後に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどお願い申し上げます。

次に、去る2月8日に設置いたしました予算審査特別委員会の委員長に5番 正木 秀男君、副委員長に10番 松田 剛治君と決定しましたのでご報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可してまいります。

通告順1番 14番 水上君の一般質問を許可します。

水上君の質問は一問一答方式です。通告質問時間はおよそ60分でございます。

質問事項は、防災行政無線、避難所ほか、地域防災計画、安心・安全なまちづくりについてであります。

それでは水上議員の一般質問を許可します。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

それではアクリル板を置いていただいていますので、マスクを外させていただきます。

それでは議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。

防災行政無線、避難所ほか、域防災計画、安心・安全なまちづくりについて質問をさせていただきます。

最初に防災行政無線について、難聴地域の調査はできているのか。聞こえづらく逃げ遅れのおそれがある、例えば津波など想定水害地域や急傾斜地のある地域は優先整備してほしいが、改善、整備について伺いたいと思っております。

関連して続けますが、町では戸別受信機の無償貸出しをされていますが、貸出個数はどのぐらいなのか、白浜町では、ホームページで防災のみならず新型コロナウイルス感染症やワクチン接種についてなど安心・安全情報を発信されています。

また、安全安心メールで登録すれば、防災情報、防犯情報などを一斉に配信するサービスがあります。この登録件数はどのぐらいなのか、お尋ねします。

○議 長

水上君の質問に対する当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま、水上議員から、防災行政無線等に関するご質問をいただきました。

防災行政無線は、警報などの気象情報や避難情報を迅速かつ正確に伝えることができ、災害から住民の生命や財産を守ることができる重要な施設と考えております。

また、電波法の改正等により、平成30年から防災行政無線のデジタル化への移行を進め、難聴地域の解消に向けた取組や、宅内においても放送内容が明瞭に聞こえる戸別受信機の貸与、安全安心メールと連動させることで、地震情報や気象警報などを瞬時に広く住民に通知することが可能となっております。

なお、具体的な整備状況につきましては、担当課長より答弁をいたしますのでよろしくお願いたします。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番外（地域防災課長）

おはようございます。デジタル化に伴います防災行政無線の整備事業に関しましては、平成30年度より事業に着手しており、昨年6月で終わってございます。

整備に当たりましては事前に町内各地域の音達状況や、以前から課題でありました難聴地域についても解消できるよう調査を行った上で、屋外拡声子局の設置を行っております。

戸別受信機の貸出状況につきましては、令和4年1月末現在で、白浜地域1,728件、日置川地域1,070件の合計2,798件となっております。また、防災情報や防犯情報等をメールで一斉配信する「しらはま安全安心メール」の登録者数につきましては、同じく1月末現在で1,427件となっております。

以上です。

○議長

14番 水上君（登壇）

○14番

今報告いただきました。実は、町を回りますと、まだ難聴地域がありまして、「聞こえにくいんだ、響く」という話を伺ったんですが、そこから少し離れて二、三軒隣へ行きますと、「戸別受信機をつけていただいているので聞こえます」とはっきり言っていただきました。やはり戸別受信機をもっとまだまだ提供できるようであれば、もっと普及させてもらっていただいて、そういう聞こえにくい方に提供していただけたらと思います。そのときに、戸別受信機がありますよという説明はさせていただきました。

次に、1月16日未明、サイレンがけたたましく鳴り、何かと窓を開け防災行政無線を聞こうとしたが聞こえませんでした。最近頻発している地震かとテレビもネットも見ましたが何の情報もまだ取れず、携帯からも緊急速報が鳴ってさらに何かと思いました。不安になりました。少ししてからテレビでは各局で緊急速報が報道され、前日の午後1時頃にトンガでの火山噴火による衝撃波によって急激な気圧変化が起こり、日本でも津波警報や注意報が出ると放送し続け、「沿岸部や川沿いにいる人たちは直ちに高台に逃げてください」と放送している。そんな中、知人は津波注意報が出ていたので荷物を用意し、車で高台の避難所へ移動したが、避難所は開いていない。そのときに大阪から来たという若者10名ほども高台に逃げるように言われて、藤島辺りから道に不案内であるのに高台目指して歩いていたところを知人が声をかけ、避難所まで一緒に来た。観光のお客様だったようです。役場に避難所を開けてくれないか電話を入れたそうですが、検討中ですとの返事しかなく、避難所前で午前2時近くまで待ったが開かないので、帰ったそうです。ただ、あのときの若者達がどうされたのか、いまだに気にかけています。

あれだけのサイレンが鳴って、町も「ただいま津波注意報が発表されました。海岸沿いの方は直ちに安全な高い所へ避難してください」と防災情報を流しましたし、テレビは繰り返し高台避難を呼びかけていました。知人は寒い中、避難所の対応がないことに大変不満で、役場の電話対応では「検討中」と言われて、その後、現場で待ちましたがどうなったのかも対応がなく、寒い中高台まで逃げてきたこの方の話を聞いたほかの住民からは、「町はこのような場合、避難広報をするなら避難所設置の対応はするべきだ」と私に強く言いました。非難した住民の方のご自宅は海拔が低く、津波情報があるとまず逃げる、そう話してくれました。「津波てんでんこ」「命てんでんこ」と、津波の合言葉です。知人の行動に間違いはあ

りません。

もう10年の年月を経ましたが、東日本大震災は日本の観測史上最大で、マグニチュード9.0と発表され、震源域が岩手県から茨城県沖までの南北500キロメートル、東西約200キロメートルの範囲に及び、この地震によって発生した津波は、最大波高が岩手県陸前高田市で15メートルを超え、最大遡上は岩手県宮古市で38.9キロメートルまで達し、このことも国内観測史上最大規模と報告されました。多くの町が、家が、事業所が根こそぎ消失しました。

地震や津波による破壊エネルギーに驚き、今、同等規模の震災や津波が県内、紀南地域、白浜町で発生したら、その被害は甚大なものになるのではないかと推測されます。

最近白浜町でも頻発している地震や津波情報に不安であるが、白浜町には災害対策基本法に基づき、町民の生命・財産を災害から守ることを目的とし、地域防災計画が策定されています。平成25年に県が公表した白浜町での東海・東南海・南海3連動地震で7メートル、南海トラフ巨大地震で16メートルの最大津波の波高が想定されています。

検証から、避難困難地域や想定は変わっていないでしょうか。最近の地震の頻度から見て防災計画の見直しについては協議されているのか、お尋ねします。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

まず初めに、津波注意報が発表された際には、安全確保のために、まず、緊急避難場所または高台への避難を呼びかけております。

避難所の開設につきましては、津波浸水地域を通らなければ避難所に行けない地区もございますので、長期避難が必要な場合などそのときの状況などで判断いたします。なお、開設をする際には、防災行政無線や広報車などによりまして地域住民の皆様に周知をさせていただきますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

次に、地域防災計画の見直しにつきましては、災害対策基本法の規定に基づきまして、白浜町防災会議において策定し、必要に応じて改正等を行っております。

本年度におきましても頻発している異常気象などに対応するため、国において災害対策基本法が改正され、町も同様に必要な改正作業を行っているところでございます。

今後の対応につきましても、国において災害関連法や上位計画である県の地域防災計画が改正された場合には、町も、地域の状況などを踏まえながら改正等の対応をすることとしております。

また、津波避難困難地域につきましては、南海トラフ巨大地震を想定した内容で、平成28年度に津波避難計画を策定しておりますので、現在のところ変更等はございませんが、この計画につきましても必要に応じて変更してまいりたいと思っております。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

南海トラフを震源にした巨大地震など、県の和歌山県地震・津波被害想定検討委員会は、国の想定を踏まえた上で、市町村の地形や観光客の動向など地域性を考慮して被害想定を作成すると発表しています。津波の高さはすさみ町の一部で最高20メートルを超え、到達時

間は串本町で最速1メートルの津波が2分、10メートルの津波が4分で襲来するとされました。白浜町の場合は最高波高16メートルで、津波到達時間は1メートルの津波が4分と想定されています。このことの見直しや加筆などはあるのか、現状でどうなのかお尋ねします。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番外（地域防災課長）

東日本大震災以降、南海トラフでの巨大地震の発生が危惧されるようになり、和歌山県においても地域の状況などを考慮した津波浸水想定図が平成25年3月に公表されたことから、町におきましても、平成26年度に、南海トラフ巨大地震に関する事項について地域防災計画の改正を行いまして、町の津波対策を進めてきたところでございます。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14番

災害予防、災害応急対策、事故災害応急対策、災害復旧・復興計画などについてですが、実際に被災地では災害時や復旧にこのような計画がなかなか機能していなくて、計画はあくまで指針ですが、より実情に合わせた策定や見直しをして活用できるものにしていかなければなりません。

被災地の検証を受け、この白浜町でできることは早急に見直し、周知していく必要があります。

私たちは東日本大震災で高さ10メートルの防潮堤を越えた津波の映像に衝撃を受けました。防災計画については国の防災基本計画や和歌山県地域防災計画、各機関の防災業務計画との整合性を図るとありますが、紀南広域での相互協力、協定などは以前にも指摘しましたが、生活圏域が田辺周辺市町ということで、広域での防災会議などではどのような協議がされているのかお尋ねします。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番外（地域防災課長）

地域防災計画をはじめ、災害等に対応する各種計画につきましては、常に国や県の対応方針、地域の状況、それから紀伊半島大水害や東日本大震災のような大規模な災害の実情などを踏まえ、様々な見地からの見直しが必要と思っております。

近隣市町村による広域での防災への取組といたしましては、平成23年の紀伊半島大水害を機に、紀南10か市町村による紀南地域防災連絡協議会を立ち上げまして、各市町村が取り組んでいる防災施策の紹介、また気象防災に関するワークショップを開催するなど、各担当者が意見を出し合い、協議ができる場を設けてございます。

また、本年度におきましても、上富田町、すさみ町、それから南紀白浜エアポートの間で効率的な備蓄物資の管理を目指した情報の共有化への取組を進めているところでございます。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14番

東日本の震災での津波の被害から、海岸沿いに集落のあるこの白浜町でも大変心配されます。地域に即した防災対策の推進は言うまでもありませんが、自助、共助、公助の醸成や、地形や海拔表記の周知と災害に合わせた避難場所の確保、例えば震災には耐震性のある避難所、津波洪水などには高所における避難所の確保、避難所までの優先経路の確立やその周知の方策、高齢者、障害者、独居老人、要介護者などに配慮した措置と地域での体制など、もう何年か申し上げていますが、白浜町内での問題点や課題についてどのようなことがこれまで検討され、今後の対策と防災に強いまちづくりについて具体的に伺います。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

災害時における高齢者や障害者といった要配慮者への避難に対する支援についてご質問をいただきました。

災害対策基本法により、要配慮者のうち自ら避難することが困難と思われる方を、「避難行動要支援者」として名簿を作成することが義務づけられております。

避難行動要支援者名簿につきましては、災害発生時において、消防署、警察署、自治会、自主防災組織といった避難支援等関係者に提供できることとなっております。

現在進めております取組としましては、避難行動要支援者名簿に掲載する者のうち、介護保険の認定が3以上となった方に対して、認定結果と一緒に名簿提供の同意に関する書類、及び、昨年5月に作成が努力義務とされた個別避難計画についても記入をお願いしているところでございます。

課題としましては、個別避難計画において、災害が発生した際の支援者を記載する欄がございしますが、なかなか手がいないということが挙げられます。どうしても人命救助という責任が伴ってくることでございますので、支援者として名前が挙がるのを躊躇されてしまうのではないかとということがあるようです。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

課題ということで、報告いただきました。どうすればいいかということでまた協議していただいて、課題解決に結びつけていただきたいと思います。

次に、和歌山工業高等専門学校環境都市工学科教授の小池信昭氏は、和歌山県の津波ハザードマップ作成に関わられた方です。津波について以前受けた講義では、普通の波は奥行きが短い波が続いて押し寄せるが津波は奥行きが長い多量の波が押し寄せ続けること、その波の背後に水が多量にあって陸に遡上して勢いを増すこと、波の先端が崩れると1.5倍にも加速すること、津波の破壊力は1.2メートルの波でも鉄板が曲がるほどの力があること。

紀南では、心配される南海・東南海地震で5メートルから7メートルの波が予測されています。そして人は60センチメートルの津波で立ってられないそうです。子供やお年寄りならば、なおのこと危険です。

また、2005年12月25日、インドネシアのバンダアチェ津波のマグニチュードは9.2で、忘れられない事例に、津波は50メートルのところまで駆け上り被害が出て、海から5キロメートル離れた所でも時速20キロメートルの勢いで津波が押し寄せました。

南海トラフ沿いで複数の震源域が連動してマグニチュード9の地震発生を仮定し、最も大きく断層が動いた場合の和歌山県下での被害想定は、発生の時期によって、死者8万人で静岡に次いで2番目に被害が大きく、県南部で津波到達時間が早いことが影響していると最悪の想定が出ています。

この情報から、これまでの避難訓練での想定では逃げ切れない、避難の時間がないとすると、どう住民を守れるのか伺います。答弁を求めます。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番外（地域防災課長）

現在、町では、県が平成25年3月に公表しておりますマグニチュード9クラスとされる南海トラフ巨大地震を想定した津波浸水想定図を基にいたしまして津波避難計画を作成しております。どうしても逃げ切れない津波避難困難地域につきましては、避難タワーや避難路などの建設を進めるなど、津波避難困難地域の解消に向けて取り組んでいるところでございます。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14番

ぜひその津波避難困難地域についても、危険度を回避するような施策を考えていただいて、住民を守っていただきたいと思えます。

次に、東日本大震災は2011年6月10日時点で、震災による約3か月後の報告では、死者・行方不明者は2万人以上、建物の全壊・半壊は合わせて18万戸以上で、避難者は一時多いときには40万人以上、停電は800万戸以上、断水は180万戸以上と報告され、災害後は日々の生活にご苦労されている方が多く、先日町民の方に「災害時に早期の復旧・復興につなげるための対策は白浜町にはあるのか」と問われました。

防災、減災、復興には白浜町地域防災計画を策定していると説明し、役場ホームページのサイトも紹介しましたが、復興をスムーズに進めるため今からできるものを準備しておく町地域防災計画にはありましたが、具体的に進捗はどうか、お尋ねします。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番外（地域防災課長）

被災直後には、復興に向けた業務を継続する上で不足する職員や物資などの応援が必要となります。

こうした外部からの支援につきましては、受入体制を事前に計画し、整える必要があることから、新年度におきまして外部からの応援を円滑に受け入れるための受援計画の策定を予定しているところでございます。

また、地域が地震や津波などにより被災した後、復旧・復興を目指すために事前に作成が求められる復興計画につきましては、観光客など外部からの交流人口が多くあることや沿岸域が広範囲にわたることなど課題も多く、今のところ策定には至っておりません。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

東日本大震災後、町内では、白浜温泉旅館協同組合にて開催された経済団体主催の防災研修会に参加しました。観光地の防災について取り組むべき課題について、当時和歌山大学防災研究教育センターの照本准教授を迎えての研修会でした。

私は、今後の地震の予知がどこまで確立できるようになるか、東日本大震災がフィリピン海プレートによって茨城沖で南進が止められたが、今後その反動はないのか質問しました。それに対して、「早い段階での、数日または数十日前の規模で地震予知は難しく、今後も予知はできない」との説明で、また、「太平洋プレートとフィリピン海プレートの動きは別々で、連動しないのでそのことによる影響はない」とのことでしたが、照本准教授によると、「今後想定される東海・東南海・南海地震の発生切迫性はいつ起こってもおかしくない」として、「今後20年から30年くらいを踏まえた戦略的防災対策が必要だ」と言いました。

この戦略的防災対策については町として考えがあるのか、お尋ねします。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

戦略的防災対策という言葉はあまり聞き慣れない言葉でございますが、自助、共助、公助、それぞれの立場において、日頃からの備えをしておくということかと考えております。

町におきましても津波避難困難地域の解消や自主防災組織への支援、避難所や分散備蓄品の充実など、公助における防災対策として、引き続き、地域の皆様が安全に避難できるよう、将来に備えた取組として進めてまいりたいと考えております。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

想定される東南海・南海地震に向けての被害の危険性について、建物、設備などの被害、地震発生から数分後に到達する津波によって浸水被害の危険性、火災の発生、それから道路、情報通信施設の損壊による孤立や人的被害などが考えられ、観光地として滞在者全員の命を守る対策、避難計画で帰宅困難者への対応を考え取り組むべきこととして、避難対策と避難訓練内容の検討と訓練の実施、また地域の課題の検証を進めることや、宿泊施設、観光施設の対応計画を作成するとして、当時、経済団体では、地域全体での対応計画なども考え、今後も継続して研修会を開催予定だと説明されました。

災害時に地域拠点となる避難所、避難場所の標識表示板の整備は誰もが発見しやすく分かりやすく、国際化をも考慮し、観光地であることで、帰宅困難者、外国の方など災害要援護者への配慮も必要であると提言させていただき、平成19年から順次、年次計画を立てて予算化し、対処していただいておりますが現在避難所は何か所あって、表示板未設置の避難所、避難場所はないでしょうか。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

災害時において町が開設する避難所は23施設ございます。そのうち避難所表示が設置されている施設は16施設で、未設置箇所は7施設になってございます。なお、この箇所につ

きまして随時設置してまいります。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

以前にも提案しましたが、災害時に避難所への避難誘導灯の設置を求めたい。災害時の夜間停電時にも避難所への目印になり、たどり着けるように、現在では太陽光パネル、蓄電池が装備されたLEDの街灯などもあります。白良浜にもあります。また、道路への埋込み誘導灯もあります。現在どのくらいこのような対応ができていますのでしょうか、お尋ねします。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

地域における避難誘導灯などの設置に関しましては、各町内会や自主防災組織におきまして、防災対策事業補助金を活用していただきまして、地域の実情に合った形で設置を進めていただいております。

また、町では災害時に開設をします避難所におきまして、ソーラーパネル型避難誘導灯を設置しております。また、新年度におきましても、観光客等を誘導するためのソーラーパネル型避難誘導灯や蓄光式誘導看板の設置の予算計上をさせていただいているところでございます。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

分かりました。新年度において予算計上をされているということですから、準備が整うようによろしくをお願いします。

次に、災害時の職員体制について。

災害時に庁舎や地域の対策本部までどのぐらいで召集できるかという参集訓練は最近もできているのか、お尋ねします。

以前にもお尋ねしましたし、防災計画では情報収集概況報告は、職員防災体制、情報伝達連絡系統図に示された地区担当職員が行い、また、概況報告とは災害発生時の速報報告を行う。

実際にどのような配置になっていて、全町で地域在住の職員配置や町外在住の職員での調査員、連絡員としての配備や安否確認、情報収集、救援・救助活動についての体制の周知徹底と訓練などによる危機管理について、共通認識はできているのでしょうか。

職員による調査員は、日頃の担当地域の状況、担当地域の道、地形は承知済みで、危険箇所、要援護者状態などの把握もできているのでしょうか。そのための調査時間などは取れているのか、地域の防災訓練に担当職員は参加できているのか、お尋ねします。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

災害時におけます職員体制につきましては、地域防災計画の中で定められており、台風や地震などの状況ごとに参集基準が設けられてございます。

全国的にも地震が頻発しており、昨年12月3日には本町でも震度4を観測、また、1月16日には津波注意報が発表されるなど、速やかに職員の参集が求められる状況でもございましたので、どのような場合にも対応できるよう、改めて参集基準の確認を各課長宛てに通知したところでございます。

また、職員の参集訓練につきましても、今後、積極的に実施してまいりたいと考えております。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

対応よろしく申し上げます。

それでは次に、災害予防や防災体制の推進確立には、災害時に瞬時の的確な判断や情報発信が住民の生命と財産を守り、また、その体制が保たれていることが安心・安全なまちづくりと言えます。

地域防災計画の今後も見直されるであろう想定や指針が、官民でこの町を守り、災害発生時に、行政、防災関係機関や自主防災組織が機能的に災害に対応することが避難や防災対策で減災できるとして試算も出ています。

被害軽減には、地域、地形等の特性によりますが建物の耐震化率が、県の数字だと思えますが現状の79%から100%になると、建物崩壊による死者は8割減少し、迅速な避難によって、津波の死者も最大で8割減ると試算が出ています。

白浜町の耐震化率はどのぐらいかというのをお尋ねするのと、また、耐震化の推進で減災できれば被害軽減につなげていただきたい。試算はどうでしょうか。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

町内の一般住宅の耐震改修率につきましては、調査を行っておりませんので詳細なデータがございませんが、総務省統計局が5年ごとに実施している住宅・土地統計調査によりますと、平成30年の数値であります。白浜町におきましては、住宅の耐震化率、住居世帯のある全住宅戸数のうち、耐震性の有する住宅戸数の割合は約73%となっております。

また、町有の公共施設につきましては、各課からの報告によりまして、76棟中、耐震済み棟数は59棟となっており、耐震化率は約78%となっております。

次に、耐震化の推進で被害が軽減につながるのではないかとご質問ですが、その件に関しましては、具体的な数値はございませんが、耐震化率が向上すれば、倒壊する施設も当然減少いたしますので、少しでも耐震化が進むように取り組んでまいりたいと思っております。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

こういうデータも出ておりますし、今の耐震化率の報告もいただきました。やっぱり数値目標を持ってまた取り組んでいただけたらと思います。

次に地域の高齢化なども考慮し、国の想定は、避難時の歩行時間を時速2.65キロメー

トルで計算しています。県の従来想定は、時速1.8キロメートルだったんですが、高齢化が進む地域は国の想定よりも柔軟に考える必要があるため、県独自の被害想定手法を交えながら今後検討するというのが、白浜町ではどのような想定と、高齢者の避難についてはどのように考えているのか、答弁を求めます。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

平成28年度に策定いたしました津波避難計画では、各地域で実際に避難に要する時間を計測した上でこの計画を策定しております。

ただ、町内の高齢化も進んでおりますので、高齢者の歩行速度にも配慮した内容での避難計画の見直しといったことも今後必要になってくるかと思っております。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

実情に沿った対応ができたと思います。今答弁をいただきましたけれども、今後に向けて、高齢者の避難についても指針を出していただきたいと思います。

次に頻発する地震など防災・減災復旧について。

まず、南海トラフ巨大地震の想定から、県では、国の被害想定手法を基準としながら地域性を考慮し、より細かい想定を作成するとし、白浜町のような地域の特性では、観光客数の動向などを被害想定に反映するとあります。

どのような想定の見直しになっているのか、伺いたいと思います。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

観光地白浜には年間を通じて多くの観光客が訪れますので、大規模な災害が発生した際には帰宅困難者などの対応が必要となってまいります。

観光シーズンにより、観光客数も大きく異なりますので、想定することが難しい面もございますが、こうした観光客にも対応できる備蓄品の充実や避難誘導灯の整備なども含めた防災・減災対策を図ってまいりたいと考えております。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

それでは最後に、町長、私は今回防災について質問をさせていただきました。

最初に報告しました住民の方からの避難所の設置がちょっと開いてないという話とか、それからあのサイレンです。皆さんは大変、「何だったんな」ということで驚かれたと思います。

そういうことがきっかけで、今回は防災の質問をさせていただいたんですが、町長のお考えもお伺いしたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

防災・減災対策につきまして、今まで地域防災課長が申し上げたとおりでございますけれども、やはりいつ起こるか分からない、どういう状況の中で発生するか分からないという、大規模な地震とか津波だけではございませんけれども、その中で特に地震、津波の場合は、想定外のことももちろん危惧されますので、やはりこれからは町民の皆様への啓発、それからいざというときの避難路の確保ですとか、あるいは避難場所のもう一度、再度徹底して町民の方への啓発、それから広報活動、これをもう少しやる必要があるのではないかなと考えております。

この前の津波の警報が出たときには、やはり当然町としましても少し急な唐突な感がございましたので、対応が少し遅れた部分もあるかもわかりませんが、私も白浜町の役場に詰めたときに、役場の駐車場にも何人かの方が地元の方だと思いますけれども、高台に避難されている方がいらっしゃいました。そのときもいろいろなご意見をいただきましたので、そういったことも含めて、今後、どういったことがまだ足りないのか、あるいはどういうふうな、適切な指示ができるように、町職員と一丸となってこれからも取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

防災・減災対策は待ったなしでございますので、これは終わりがございませんので、絶えず我々は危機意識を持って取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議 長

14番 水上君（登壇）

○14 番

白浜町地域防災計画の目的である、関係各所が有する機能を有効に発揮して、町の地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町土並びに住民の生命と財産を災害から保護することが機能すること、そして今日はたくさん課題も伺いました。その課題解決に向けて、解決を図っていただけるように願ひまして、この質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

以上をもって、水上君の一般質問は終わります。

暫時休憩します。

（休憩 10 時 39 分 再開 10 時 46 分）

○議 長

再開します。

通告順2番、2番楠本君の一般質問を許可します。

楠本君の質問は総括方式です。通告時間は30分です。

質問事項は、町の将来像を見据えた財政運営についてであります。

それでは楠本君の質問を許可します。

○議 長

2番 楠本君（登壇）

○2 番

マスクを外させていただきます。

議長のお許しをいただきましたので、本来ならば予算案に関係することで予算審査特別委

員会があるところですが、当初予算の参考資料、それから自治体の財政事情という行政から発行している資料を基に質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

予算査定が終わり、当初予算が編成されたところであるが、何が課題で何が問題点となったのか、今後も厳しい財政事情が続くことが予想される中、基本的なことをお聞きしたいと思います。

予算の概要については当初予算の概要を熟読させていただきましたが、県のまん延防止策が5日より始まり、状況は一段と厳しくなりました。一方、コロナ無料検査所には感染を心配する人々が列をつくり並んでいるところが、テレビ報道されたところでございます。

県内の経済社会活動を継続していく中で、どこの自治体も四苦八苦していると思われませんが、我が町でも税収の伸び悩みや新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が続くと思っており、入湯税の減少など観光経済は厳しさを増すばかりであります。

予算審査特別委員会がありますので、細かい内容は省略して質問をいたします。

予算編成に当たり、自治体の置かれている状況や町民ニーズに応え、どんな施策、事業、どんな内容を計上するか。その前提として、自由に使い道を決める一般財源はどれぐらいあるのか。収入総額の把握も大事であるが、自由に使えるお金がどれぐらいあるのかを知っておく必要があります。

支出の大きいものとして、義務的経費ではありますが、その中でも公債費、扶助費、人件費がありますが、公債費は申すまでもなく、自治体が借金をした場合返済に係るお金のことで、一定のルールの下に借金することですが、いつまでに返す、毎年幾ら返す、金利は幾らつける等の厳しい財政事情の中、町財政の健全化を損なうことのないよう、苦心して予算編成に当たられたと思います。

急速に伸び続ける扶助費であり、老人人口の増加は医療・介護に係る増加を招きますし、近年、社会生活の不安定は扶助費の大半を占める福祉サービス、生活保護、保育所、障害福祉等は、どこの自治体もそうであるが、急速に伸びております。

高齢者の生活保護が増えれば医療や介護に要する介護費も増えることとなり、財政負担は一層重くなります。

義務的経費の3つ目であるが、職員適正化計画に基づき計画され実施されているが、これ以上削減することは行政サービス上からも厳しいような気がいたします。ただ、一部時間外労働が一部職員に偏らないように留意されたいと思います。

余談になりますが、エコ給湯器の工事をしたとき、止水栓が止まらないので上下水道課にお願いしたところ、早速来ていただき、寒い中水圧がきつくと濡れになりながら作業を終えられた。以前だったら2人で作業していたのにと思いつつ頭が下がる思いがしました。

この前も行政改革の一環として上下水道課の統一の問題もございましたが、職員コストの意識も浸透されることに、うれしく思ったわけであります。

次に、義務的経費のうち、将来大きく負担となってくるのが公共施設です。今後財政負担となることは明らかであり、今後長寿命化を図る計画も必要であると思いますし、建設課においても、橋梁等の年次計画もつくられているというふうに聞いております。

新型コロナウイルス感染症の関係で、固定資産税、都市計画税を上半期で2億651万6,000円の軽減措置をしましたが、次の軽減措置は考えていますか。また、積残し事業はありますか。お伺いします。

合併後、学校の耐震化工事が目いっぱい合併特例債を利用したが、そのピークはいつ頃になるか、以前に財政計画の中でお聞きしたと思うんですが、再度お聞きしたいと思います。

税収不足が心配される中、白浜町の観光経済を考えると、将来不安を感じるころであります。当初予算の編成に当たり、町長が力を入れているITビジネスオフィスが第1、第2合わせて9社入居しております。地元雇用も含め喜ばしいことだが、ほかに政策的経費となる目玉は当初予算に計上されたのか、伺います。

昨年9月議会の一般質問で町長の給与について発言をしましたが、その際、県下21町村のうち白浜町の財政事情はそんなに悪くないと発言したが、コロナ禍の中で経済情勢は大変厳しいものがあります。なお一層、民間委託をはじめ、行財政改革に努められますよう、希望いたします。

これで第1回目の質問を終わります。

○議 長

楠本君の質問に対する当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

楠本議員よりご質問いただきました町の将来像を見据えた財政運営についてお答えさせていただきます。

まず、当町における一般財源の状況についてでございますが、令和4年度当初予算で申し上げますと、歳入予算総額118億3,000万円のうち、一般財源は76億691万7,000円、約64.3%を見込んでいます。令和3年度当初予算と比較しますと、歳入予算総額で約1億8,500万円の増、一般財源で約8,000万円の増としたものの、一般財源以上に歳入総額の規模が増加したことから、構成比においては約0.3%の減少となりました。

議員ご質問のとおり、一般財源とは、財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源でございます。地方公共団体が自主的判断の下に地域の実態に即応した施策を講じていくためには、一般財源をできるだけ多く確保することが望ましいため、当町といたしましても一般財源の推移に注視するとともに、さらなる確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、「義務的経費」についてお答えさせていただきます。

義務的経費とは、地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費を指し、極めて硬直性の強い経費とされています。

義務的経費の増加は、經常収支比率に影響し、財政構造の硬直化を招くおそれもあることから、対象経費である人件費、扶助費、公債費の推移等に留意しつつ、例年、予算編成及び予算執行に取り組んでいるところでございますが、扶助費につきましては、少子高齢化が進行する中、今後も高い水準で推移していくことが予想されておりますので、これまで以上に義務的経費の増加を見据えた行財政改革等の取組が求められております。

今後、私としましても、まずは職員一人一人のコスト意識のさらなる向上を図るとともに、一層の行政資源の最適化及び効率的な組織運営に努めることで、健全な財政運営の持続に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、職員体制につきましては、白浜町定員適正化計画に基づき、行政需要や各課の状況等を見極めながら、計画的かつ継続的な職員採用に努めているところでございますが、今後、職員の定年延長制度の導入も予定されておりますので、こうした制度改正等にも十分留意しながら、適正な職員体制の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、公共施設についてお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、公共施設の維持管理経費が財政運営に占める割合は少なくないことから、中長期的な視点に立った公共施設に係るコストの把握が重要であるものと認識しているところでございます。こうした中、当町におきましては、国のインフラ長寿命化計画の見直しに合わせ、現在、公共施設等総合管理計画の見直し等に取り組んでいるところでございます。今後、見直し後の公共施設等総合管理計画等を踏まえ、引き続き公共施設の最適配置に努め、財政負担の軽減、平準化を図ってまいりたいと考えています。

続きまして、新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税、都市計画税の軽減措置についてお答えさせていただきます。

議員ご質問の軽減措置は、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業、小規模事業者の保有する事業用家屋や償却資産に係る令和3年度課税の1年分に限り、固定資産税、都市計画税の課税標準額を事業収入の減少幅に応じ、ゼロ又は2分の1とするものであり、申請件数は固定資産税で322件、都市計画税で235件ありました。

令和4年度税制改正大綱には、軽減措置ではありませんが、土地に係る固定資産税・都市計画税の負担調整措置として、令和4年度に限り、商業地に係る課税標準額の上昇幅を現行の評価額の5%から2.5%とする予定となっております。

続きまして、積残し事業についてお答えさせていただきます。

議員ご承知のとおり、少子高齢化、また新型コロナウイルス感染症等の影響により、当町の財政運営は現在非常に厳しい環境にあり、議員ご質問の積残し事業に該当するかどうかはありますが、ご要望いただきながらも十分に対応できていない事業も少なくはありません。ただ、これまでこうした状況下にあっても、限られた財源を活用しながら、学校施設環境改善事業や防災対策事業等の超大型事業に取り組んできたところでございます。

当町といたしましては、引き続き厳しい状況は続くものとは予想されますが、国・県補助金の活用など、事業財源の確保等を踏まえつつ、職員の知恵と工夫を組み合わせながら、住民ニーズに柔軟に対応してまいりたいと考えてございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、合併特例事業債のピークについてお答えさせていただきます。

合併特例事業債の元利償還金のピークは令和2年度の約4億9,100万円で、最終の償還年度は令和18年度となっております。令和4年度当初予算においては、合併特例事業債の元利償還金として約4億6,000万円を計上しているところでございます。

続きまして、税収不足についてお答えさせていただきます。

議員ご質問のとおり、少子高齢化や人口減少が進行する中、当町の税収は、今後減少が予想されているところであり、このことは財政運営にも大きな影響を及ぼすものと考えられます。

引き続きまちづくり施策に取り組んでいくためにも、歳入の確保は重要な課題であり、国・県補助事業の積極的な活用に加え、私としましては、白浜町行政改革取組方針に基づき、

新たな自主財源の創出に向け、これまで以上に取り組んでいく必要があるものと認識しているところでございます。

続きまして、令和4年度当初予算における政策的経費となる事業についてお答えさせていただきます。

令和4年度当初予算に計上した事業につきましては、どれも住民生活に関係する事業であり、規模にかかわらずそれぞれ円滑にそして的確に遂行し、住民ニーズに対応していくこととしていますが、特にその中でも湯崎保育園建築事業につきましては、令和4年度の卒園式が新園舎で開催できるよう、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議 長

再質問を許可します。

○議 長

2番 楠本君（登壇）

○2 番

先ほども言いましたけれども、当初予算の参考資料の2ページから3ページにかけて、予算の概要と一般会計収入の状況、一般会計支出状況について、詳しく出されておりますので、ちょっと3点ほどお聞きしたいと思います。

1つはふるさとの応援寄附金が年々増加しており、心強いと思われませんが、特産品の開発について違反にならないような開発を望みたいと思います。

2つ目は、令和3年4月より地域防災課が設置されました。先ほど水上議員からも詳しく説明、質問されておりましたけれども、南海トラフを震源とする地震等に対する町民の防災意識は日増しに高まりつつあり、白浜町地域防災計画及び白浜町地震防災アクションプログラムに基づく町民の安全・安心に暮らせるまちづくりに向けて、やはり予算を伴うことありますが、一層努力してもらいたいと思います。白浜半島は入り江が大きく、東南海・南海地震が来たときのことを考えた場合、大変危惧するところでございます。それも踏まえて、どうぞ防災対策には万全を期してもらいたいと思います。

それから、令和4年度に取り組む主な公共事業として、当初予算の2ページに大型事業を計上されていますが、これの最も力を入れるという点については、特筆するところはありませんでしょうか。町長の政策的課題も含めてご答弁をお願いします。

以上で、2次質問を終わります。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

再質問をいただきました。

まず、ふるさと納税いわゆるふるさと応援寄附金についてお答えさせていただきます。

コロナ禍による巣籠もり需要の影響もありまして、全国的にふるさと納税による寄附額は増加傾向にあります。当町では、ふるさと白浜応援寄附金の令和3年度決算額としましては約4億8,000万円を見込んでいるところであります。令和2年度決算額と比較しまして、約2億3,400万円の増となっていることから、令和4年度当初予算におきまして、ふるさと白浜応援寄附金の歳入予算額を2億2,500万円、令和3年度当初予算と比較し、1

億2, 500万円の増としたところでございます。

全国的にふるさと納税制度が注目されている中、寄附自治体として白浜町を選択いただくためには、魅力ある返礼品のラインナップが非常に重要となってきます。

当町といたしましては、返礼品に係る国の基準には十分留意しながら、白浜町の魅力あふれる返礼品の提供に取り組み、まちづくり施策のための貴重な財源とすべく、さらなるふるさと白浜応援寄附金の増収に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、町民の安全・安心に暮らせるまちづくりについてお答えさせていただきます。

国の令和4年度地方財政計画におきまして、消防防災力を一層強化するため、「緊急防災・減災事業費」の対象が拡充されました。私としましても、こうした状況を踏まえつつ、事業財源の状況等を見極めながら、一層の防災対策の推進に取り組み、町民が安全・安心に暮らせるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、令和4年度当初予算における大型事業についてお答えさせていただきます。

令和4年度当初予算におきまして規模が1億円を超える事業は、「橋梁長寿命化事業」「湯崎保育園建築事業」「消防団車庫建設に伴う旧川添中学校校舎等解体撤去事業」などを予定しているところでございます。

こうした大型事業のうち、先ほどの答弁と重複しますが、湯崎保育園建築事業につきましては、令和4年度の卒園式が新園舎で開催できるようスピード感を持って取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、大型事業にかかわらず、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策等も含め、しっかり取り組んでまいりたいと考えてございます。

いずれにしましても、令和4年度において取り組む主な大型事業等は、多岐にわたっておりますので、いずれの事業も大変重要であるというふうに思っておりますので、しっかりとできるだけ町民の皆様へ安全・安心な暮らしが実現できるように、そしてまた子育て世代への支援が行き届くように、幅広く町民の皆さんのための施策を中心に予算を、いずれにしましてもこの大型事業等は必ずやり遂げなければならない事業でございますので、町民の皆様のご理解をいただきながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

再々質問ございませんか。

再々質問があれば、これを許可します。

○議 長

2番 楠本君（登壇）

○2 番

最後になりますが、議長のお許しをいただきまして、一言ご挨拶をいたします。

合併前も含めて通算27年間にわたり議会の末席を埋めさせていただきました。町民、職員の皆様、同僚議員の皆様、大変お世話になり、心より御礼を申し上げます。

以上をもって、私の一般質問を終わります。

○議 長

町の将来像を見据えた財政運営についての質問を終わります。

以上をもって、楠本君の一般質問は終わります。

暫時休憩します。

(休憩 11 時 12 分 再開 12 時 56 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

南議会運営委員長より報告を願います。

6 番 議会運営委員長 南君 (登壇)

○6 番

休憩中の議会運営委員会の協議の結果をご報告いたします。

本日で一般質問を終結したいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、当局から1件の追加議案の提出があり、お手元に配布しております。

この追加議案1件につきましては、一般質問の日程の後に本日の日程として追加し、議題とすることになりましたので、ご了承をよろしく願います。

以上です。

○議 長

報告が終わりました。

当局から追加議案1件の提出がありました。

追加議案1件につきましては、本日は提案理由の説明にとどめたいと思います。

お諮りします。

ただいま、当局から提出のありました議案第30号を日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号を日程に追加し、議題にすることに決定しました。

それでは、引き続き一般質問を行います。

通告順3番、6番南君の一般質問を許可します。

南君の質問は、一問一答方式です。通告質問時間は、60分でございます。

質問事項は、公の施設の指定管理者選定の在り方等についてであります。

それでは南君の質問を許可します。

6 番 南君 (登壇)

○6 番

マスクを外させていただきます。

私の4年間の任期最後の質問でございます。総括的な質問や確認で、今までと重なることが多々あると思いますので、よろしく願いしたいと思います。

主として「フィッシャーマンズ・ワーフ白浜」に関する質問であります。

町長は今まで次のように答弁しております。

指定管理者制度に対する町の認識と、議員、私のことなんですけど、議員の認識の違いによるところが大きい。この制度とは、公の施設のよりよい効果的な管理を行うため、民間の

能力と活力を使うことにより、適正な管理を確保する仕組みを整理し、住民サービスの向上や経費の縮減等を図ることを目的とするもの、というように答えておられます。

民間の能力を活用したり、住民サービス向上や経費の縮減等を図ることが実際行われていたら、私の認識との差はないと思います。しかし、漁業関係者の生活向上のためのこの施設運営は、決してうまいこと上手に運営されているとは思えません。もうけるための施設に毎年多額の公費を負担しております。決して自立した経営がなされていないと思います。町長の言う目的が達成されていない、指定管理者制度の町の認識の差はここにあると思います。この点、答弁をお願いしたいと思います。

○議 長

南君の質問に対する、当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

南議員から指定管理者選定の在り方等、主としてフィッシャーマンズ・ワーフ白浜についてのご質問をいただきました。

議員のご質問の中にある、「公の施設のより効果的・効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組みを整備し、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的とするもの」という指定管理者制度に対する認識は、これまでの議員からのご質問への答弁だけでなく、町から提示した資料においても触れてまいりました。議員からは、その認識は共通するが、実態が伴っていないことをご指摘いただいたものと存じます。

確かに施設の開業当初の指定管理料、その予算可決に向けた取組、さらには、議会から附帯決議をいただいたにもかかわらず、甘い認識によるその後の各年度の予算計上、それから、指定管理者の選定を開業直前で行ったこと、そして、これまでの指定管理施設では、町が負担していた開業に必要な備品などの多額の初期費用についても、町の予算が足りないことを理由に指定管理者をお願いしたことで、指定管理者においては資金面においても悪循環に陥らせてしまったこと、さらには、あらゆる面で指定管理者との協議が足らなかったことなど、町に多くの反省点があったことも事実でございます。

実態と当初があまりにも違うということ、その見通しが異なってきた時点での説明が足らなかったことについては、大変申し訳なく思っております。

町としてもその取組を反省していることは、私もこれまでに指摘のたびにおわび申し上げ、反省の上に立ち、今日まで事業を進めてまいりました。

施設の維持管理についての費用対効果を問題視される方もおられると思いますが、私はフィッシャーマンズ・ワーフ白浜は、町の漁業振興、さらには観光振興に大きな役割を果たしていると思っています。

今後も引き続き、この施設を活用した漁業振興を行うとともに、観光客のニーズを満たす施設とすることにより、地域の活性化、さらには町の発展につなげてまいりまいる所存でございますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

初期投資費用に町の予算が足りないことを理由に、指定管理者にお願いしたことが指定管理者においては資金面において迷惑をかけたとあります。

開業時、多額の指定管理料を議決し、相手方にお渡ししています。それを要らないからといって町へ戻させたので、減額の議決をしている。予算が足らなかったということではないと思います。それ1点を申し上げます。

そして、令和3年6月議会の私の一般質問です。

平成25年6月13日、この施設の開業前ですが、漁協より提出された施設計画に、全て漁協直営で代表者は組合長、各部門の責任者は漁協職員の名前を挙げています。一方、7月25日の漁協と株式会社フィッシャーマンの協定書によりますと、施設における一切の営業や事務を株式会社フィッシャーマンに任す。損益、損失の全ては経費も全て株式会社に、また、株式会社は業務の管理に係る責任者を設置するとあります。

7月13日、漁協理事会で、この施設に関することは株式会社フィッシャーマンに一任するというので、その後、理事会に諮られていません。

漁協から町に出された計画書と、漁協と株式会社フィッシャーマンの協定文書は全く相反することです。町はこの文書の矛盾を知っていましたが、何の指導もしていません。だから、この施設に対し、町当局は運営者が漁協だったり株式会社フィッシャーマンだったり、また、漁協は株式会社が組合員なので一体だという考え方がこれが私と町との認識の違いの1つだと思います。それだけは言っておきたいと思います。

次の項に移ります。

続いて、以前の話ですけれども、指定管理者は漁協、運営者は株式会社フィッシャーマンということについて質問をしてまいりたいと思います。

指定管理者制度とは、公の施設をほかの団体等に代行させることができる制度でございます。つまり、フィッシャーマンズ・ワープ白浜という町の施設の管理運営を漁協が町に代行してするものと、私は思っております。運営者は株式会社フィッシャーマンとの町の答弁でございますが、指定管理者とは運営者ではないのか、お聞きしたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

南議員とは、漁協という押さえ方が少し違うのかもしれませんが、町としましては漁協というのは、その組織の中で担当をしていた株式会社フィッシャーマンも含まれているというふうに認識しております。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

町が漁協と交わした平成25年の7月のオープン時の管理運営に関する基準協定書なんですけれども、その管理業務等による第5条の2に、漁協は本施設建設の補助事業目的が湯崎地区漁業振興施策であることに鑑み、その事業目的に照らした管理業務を適正かつ継続して行うことができる和歌山南漁協白浜支所湯崎連絡所に実質的な管理業務を行わせるよう配慮するという、こういう一文もあります。「湯崎連絡所」と書いていますが、「株式会社フィッシャーマン」ではありません。株式会社は漁協より出資金や役員派遣を受けておりません。漁

協とは関係のない民間企業だと思います。公共的団体でもありません。

運営者は株式会社ということに何の疑問も抱かないのでしょうか。その点、お聞きしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

「株式会社フィッシャーマン」というふうなことでございますが、この設立自体が白浜支所湯崎連絡所の方々というふうなことで、その方々が発起人となって会社を立ち上げてございます。協定書の中に明確に株式会社フィッシャーマンというふうなことは当然出てきておらず、湯崎連絡所に配慮するというふうな表現というのは、そういう意味でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

湯崎連絡所というのは漁協の組織の一部でございますので、これは関係ありますよね。何かあったら漁協が全責任を持つ、これは当然だと思うんですけど、株式会社と漁協というのは全然関係のないような、あくまでも株式会社というのは第三者でしょう。だからこれわざわざ株式会社をつくっているのと違うんですか。その点はどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず和歌山南漁業協同組合という協同組合の組織の中には、株式会社というのは当然入ってまいりますので、そこについて問題はないと思ってございます。

それで、この施設を運営していく中で、当然和歌山南漁協というのが指定管理者になるんですけど、その和歌山南漁協の中でどのようなやり方をするかというふうな中で、株式会社というふうな位置づけの中の準組合組織をこしらえまして、そこがやっていくと。逆に言えば、湯崎連絡所自体にそういった契約権というのがございませぬので、実際運営していくについても、その部分をどういった位置づけでやっていくかという中で、株式会社というものの選択をしていただいたと、そのように理解をしています。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

そしたらこの協定というのは、今の答弁でしたら、湯崎連絡所というのはないんですね。ないのにこういう協定が載っているというのはおかしいのと違いますか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

湯崎連絡所自体が、どのような位置づけになっているかというのは、確かに漁業組合の中での位置づけというのは、例えばみなし法人とかその辺になってくるのかというふうになったら、非常にいろいろな形式的な部分はあるか、ないかというところまでは確認はしてござ

いません。ただ、湯崎連絡所という位置づけの中で、漁協の中ではそれを理解している方々がおられますので、その範疇の中でそこに配慮をしておくと、要は湯崎地区に配慮をして事業を運営するというふうなことの約束事だというふうに思っています。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

そしたらやっぱり「湯崎連絡所に配慮する」というこの文書自体がおかしいですね。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

正確に申し上げますと、やはりその辺の部分の精査といいますか、適正な表現が湯崎連絡所であったのか、その辺の部分は私どもも少し疑念は持っておりますが、ただこれは協定書というのは和歌山南漁協と白浜町がこの事業を運営していく中でのお約束事でございますので、双方そこに疑義が生じない場合は、特段問題がない。逆に言うとそこを迫及するのであれば、その時点で修正すれば足りることでございますので、疑義が生じた場合の解釈の中で当然運用は可能というふうに考えております。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

ちょっと聞こえにくいので。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

すみません、もう一度質問をお願いします。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

要は湯崎連絡所というのは、ここに書いてはありますが、実態はないということを行っているのでしょうか。実態がないのになぜこういう協定を結んでいるのかということです。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

湯崎連絡所という実態といいますか、その実態というのはあるんです。ただ湯崎連絡所に例えば法人格とかそういったものはございませんし、そうなってきたときに税法上で言うところのみなし法人とか、そういったものの適用というのできるかできないか、その部分の精査をしていないんですが、実際湯崎地区の漁師、漁業者の方々がこういった連絡所という位置づけにして、いろんな活動をやっていたというふうな実態がございますので、そういった部分での湯崎連絡所という表現を使ったというふうに思っています。

それで、この湯崎連絡所ということ自体ではなしに、確かに議員がおっしゃるように、そこに疑念を持つような表現というのは非常によろしくなかったのかなというふうに町として

も思っておりますので、その当時、やはりそういった表現の部分には十分配慮すべきであったというふうに私は思います。

○議長

長

6番 南君（登壇）

○6番

番

この点はまた水かけ論になるかもわからないので、これはこれで置きます。

漁協の指定管理について、今までの町の答弁の確認の質問でございます。

7つ項目がありますので、ずっと7項目まで読ませてまいります。

町は施設建設前から指定管理者は漁協にしたいと、こういう発言をしてございました。

2番目、指定管理者は公募もせず漁協に決定。これは当然漁協ですので公共的な団体だから、これは当然だと思いますけど、これはまた後でひっくり返るんですけども。

そして3番目、先ほど言いましたように、平成25年6月13日、漁協から町へ提出された事業計画によりますと、先ほど言いましたように総責任者は組合長、部門別の責任者として組合職員、これは先ほど言いました。このことは議会で町当局より説明を受けております。これは事実でございます。

4番目、この施設の和食、洋食、喫茶、そして鮮魚市場、ダイビング等の海洋体験の5部門全て漁協の直営であり、テナントとか家賃で貸したり、そういうことは一切していない。完全な漁協直営であると言っています。

5番目、この施設の収支報告は、決算ですが、漁協の理事会の承認を得てから町に提出される。もちろん漁協の決算で、これは私も念を押しましたが、株式会社フィッシャーマンのものではない、あくまでも漁協のものである、そういう説明を受けております。

また、同僚議員、これは平成26年の6月議会だったと思うんですけども、一般質問で施設の初年度収支が大幅な赤字であると発言したのに対し、公表すれば経営に差し支えると、そういうふうに町は答弁しております。そして、経営に差し支えるのは漁協のことであると、株式会社フィッシャーマンではないと、これは私も念を押して聞きましたので、こういう答弁をなさっております。

そして7番目ですが、漁協の初期投資費用2,230万円は町が実質肩代わりしております。これで漁協の経営が楽になると発言しております。全て漁協直営であるとの答弁で、指定管理者は漁協であると、これはもう理想的な答弁をしておられます。

まずこの今まで言いました1番から7番の答弁、これで間違いございませんか。

○議長

長

番外 農林水産課長 古守君

○番外（農林水産課長）

議員から確認のありました今までの町の答弁について、お答えします。

まず、「町は施設建設前から指定管理者は漁協に」という発言、「指定管理者は公募をせずに決定」「和食、洋食、喫茶、鮮魚、ダイビング等の海洋体験は漁協の直営であること」、一般質問での初年度収支の発言に対し「公表すれば経営に差し支える」との町の答弁、「漁協の初期投資費用の発言」につきましては、そのとおりでございますが、先ほどから町長が申し上げましたように、ここでの漁協というのは、その組織の中で担当をした株式会社フィッシャーマンを含めました指定管理者側ということでご理解をお願いしたいと思います。

次に、「漁協より町へ提出の事業計画」に関する部分につきましては、総責任者や部門別の責任者として職員の名前の記載は私どもも確認したのでおっしゃるとおりでございます。

それから収支決算、この取扱いにつきましては、理事会の承認を得てから町へ提出される旨を町から説明したことはあったかと思いますが、後に調べましたところ、和歌山南漁協にも直接確認をしましたところ、平成25年7月13日の理事会において、フィッシャーメンズ・ワーフ白浜に関することは株式会社フィッシャーマンに一任する旨が承認されており、理事会には諮られていないというのが実情でございました。このことは、令和2年9月の第3回定例会の南議員の一般質問に対して私から答弁させていただいたとおりでございます。

また、その内容は指定管理施設としての収支ということになりますので、和歌山南漁協、それから株式会社フィッシャーマン、そういったそれぞれの団体ということではなしに、あくまでフィッシャーメンズ・ワーフ白浜に対してかかった経費の収支ということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 長

6番 南君（登壇）

○6番

ちょっと今の答弁に対して質問させていただきたいと思います。

漁協というのは株式会社フィッシャーマンを含めた指定管理者側ということで理解せよということなんですけども、当初、指定管理者側という説明は一切受けておりません。そして指定管理者側の責任者は誰なのか、また、この収支は漁協の理事会の承認を得てから提出されると、そういうふうに以前答えていました。後に今の答弁にありましたように、確認したところ、平成25年の7月13日の理事会で全て株式会社に一任する旨が承認されているので、理事会に諮られていない。前の答弁も訂正せず、次に以前と異なる答弁をしております。

このことに関して何とも思わないんですか。お聞きしたいと思います。

○議長 長

番外 農林水産課長 古守君

○番外（農林水産課長）

まず私どもが認識の違いということで、議員にも申し上げておりますように、和歌山南漁協自体がその組織の中に株式会社フィッシャーマンも入っているというふうなことで、当然和歌山南漁協というふうな説明で全てのことが理解いただけるというふうに思って、今まで進めて、当初は進めていたわけです。ただ、その後、私どもが思いもしなかったような、株式会社フィッシャーマンは漁協の一員ではない、別組織であるというふうなことが出てまいりましたので、これも一体であるというふうなことの中で、漁協という言葉を使用せずに、それまで和歌山南漁協というところを指定管理者側というふうなことも含めての説明に変えさせていただいたところでございます。

それから、理事会への部分につきましては、確かにおっしゃるように、当初、和歌山南漁協の理事会に諮らなければこの部分は出せないというふうなことの説明はあったかというふうに私も記憶をしておりますが、実際、やはり再度和歌山南漁協に確認したところでは、理事会には諮られていないというふうなことが返事でございましたので、それにつきましては令和2年9月のときに私からその部分を答弁させていただいたとおりでございます。

私はその答弁の中で、やはりそこの前回の部分の発言はこれに変わるというふうな理解をしていたので、大変一番最初の部分の「理事会に諮られなければならない」という部分の発言を取り消していないということでございましたら、その部分はこの場で、私が発言した部分ではないんですが、町としては取り消させていただきまして、おわび申し上げたいと思います。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

ちょっと関連してくるんですけども、今言いましたね、収支は指定管理者施設の収支となりますので、漁協や株式会社の収支ということではないという答弁がありましたね。そしたら、施設としての収支というか、施設の収支報告の責任者は誰なんですか。漁協なのか株式会社なのか、責任者は誰の名前で町に報告しているんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

収支報告のしていただいている名前は、和歌山南漁協代表理事でございます。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

だからここが矛盾してるんですよ。組合長であれば収支の報告は、これは理事会の承認がなかったらあかんと違うんですか。それをあなた方は理事会、収支を漁協の組合長の名前で出しておいて、理事会にもかけていないんでしょう。おかしいことないですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

その当時、理事会の議決事項がどのようなものであるかというのは私どもの中では理解してございませんでしたので、漁協の方が理事会に諮られていなければというふうなことのお話であったので、それをそのままお伝えしたというところでございます。

ただ、後に和歌山南漁協の補助金問題等々で、漁協の理事会、こちらに諮られていない、本来諮るべきものが諮られていないことがたくさんあったというふうなこともお聞きしてございますので、その点についてはもう少しきちんとしたものを確認いたした上で、いろんな発言を町としてするべきであったというふうに反省してございます。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

そしたら漁協の組合長の名前で収支の報告は来ていますけども、理事会への報告なしの無責任な報告と、要は漁協としての収支の報告ではないですね、理事会を通過していないんだから。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

漁協としてそれが正式なものかどうかというのは、私どもが言えるものではないと思ってございます。ただ和歌山南漁協としての代表理事の判こを押した上で町のほうに提出してきていただいておりますので、町としてはそれを正式なものというふうを受け止めてはございます。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

ちょっと関連してきますので、次の質問に行きます。

3年間漁協は指定管理者としてどのような役割を果たしてきたのか、お答え願いたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

フィッシャーマンズ・ワーフ白浜の設立当初からの約3年間でございますけれども、指定管理者として今のフィッシャーマンズ・ワーフ白浜の礎を築く重要な役割をしていただいたと思っております。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

町と漁協との管理運営に関する基本協定が平成25年、オープン当時の7月17日に結ばれています。その中に禁止事項がございます。第8条、本施設の一部または全部を賃貸しすること、名義のいかんにかかわらず第三者に管理運営させること、これは禁止事項でございます。

それで例えば利用料金、第13条の3に使用料の徴収状況、運営に関する記録並びに現金の出納を明らかにした帳簿を備え、年度の翌年から5年間保存するとあります。

また、60日以内に報告書の提出が義務づけられています。

施設の指定管理、次にやるとかやらんとかと、もうやらないになったらお互いに6か月以上前に通告せよと、そういう協定もございます。

そしてまた、納付金等も一部町に対して滞納が、未納というんですか、漁協から支払われておりません。しかし、未払金として漁協の帳簿に載っていないと、そういうふう聞いております。当然理事会の承認も経ていないので、帳簿にも載せていないと思います。

全て直接漁協が運営しているのであれ、また、一体であれ、株式会社が責任、株式会社ではない漁協が全て責任を負うべきものではないですか。これは例えば滞納があったらなぜ漁協が支払ってくれなかったのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

先ほどからのご質問の中に、和歌山南漁協、それから株式会社フィッシャーマンの位置づけの違いとか、双方の考えの違い部分はあるんですが、それで中でいろいろな取決めごとをしていたということで、全く全てフィッシャーマンに任せるというふうなことも、先ほ

どの漁協の理事会の中では決まっているというふうなことではあるんですが、私どもとしては、何らかの町に損失、そういったものが出てきた場合についても、当然指定管理のルール、これは株式会社フィッシャーマンと和歌山南漁協が漁協内部でどのような取決めをしているというのにもかかわらず、和歌山南漁協がその責任を負っていただくというのは、これはルールでございますので、そこに対してそのとおりやらせていただくということではございました。

ただ、例えば滞納の部分を指定管理料の滞納の部分を例に今挙げられたと思うんですが、これにつきましても、入っていなければ、和歌山南漁協さん即払ってくださいというふうな取決めを、あの経営状態の中で果たして町が言うべきであったのかどうであったのかというところが非常に難しい部分がございます。漁協のほうには、当然指定管理料を払っていただかなければならないんですよと。漁協としては、株式会社フィッシャーマンに全て任せているので、株式会社フィッシャーマンのほうから払うということにはなるんですが、ただ株式会社フィッシャーマンがその部分を負担したにしても、納付いただいているのは和歌山南漁協でございますので、その辺については特段問題がなかったかなというふうに私は思っています。

○議 長
6番 南君（登壇）

○6 番
ちょっとやっぱり意味が分らん。どっちであれ、漁協であれ株式会社であれ、あなた方は一体だと言っているんでしょう。1つのことだと言っているんでしょう。その責任者は漁協なんでしょう。組合長の名前で出ているんでしょう。何か株式会社がお金を払わなかったら漁協のほうの帳簿にも載せてないし、それもおかしいというより漁協と株式会社フィッシャーマンとの間はそれでいいんでしょうけど、我々町と漁協との間の契約が全然違うでしょう。

そのことを言っているんですけど。一体であれ、要は漁協が責任を持つべきではないですかと言っているんです。

○議 長
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）
そこはおっしゃるとおりだと思います。漁協が責任を持つべきでございます。

○議 長
6番 南君（登壇）

○6 番
そしたら滞納にしても、帳面に載っていないというのはおかしいですね。

○議 長
番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）
そのあたりの会計につきましても、私どもは漁協さんが指定管理を持っていた当時の、いろいろなお話をする中で、会計が通っていないというようなことのものも出てまいりました。当時は、やはり漁協の会計の仕方の1つというふうなことではあるんですが、先ほ

どからの理事会の取決め事項とかいろいろなことをやってくる中では、そこは和歌山南漁協さんの事務を私どもが言うのもあまり適切ではないかもわかりませんが、非常に稚拙な事務であったのかなというふうには思っています。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

次のところにも関連あるんですが、要は答弁がころころ変わっているんですよ。これで私たちはもう政治不信になってくるので、町当局の答弁がもう信用できないというか、そういうふうには私は思います。

これは議会や町民の方が不信を持たれるのは当然だと思うんですけども、これも町が不利益を受ける1つではないかと思うんですが、その点はどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

そういう面で言いますと、不利益というふうにはなるかと思えます。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

ちょっと分かっているようで分からんような。

続いて、指定管理を公募するという点に関して、お聞きしたいと思えます。

地方自治法に定められた行為に今回の場合は違反していると思えます。随意契約は地方自治法の例外の契約であり、契約に当たっては要件をクリアした場合のみ可能となると、こういうふうにございます。

今回も、その選定手続を定めた白浜町の条例第5条の法人の定義では、町が出資した法人とされており、その要件に合致していないと思えます。漁業協同組合は公共的団体であるが、町が出資していない法人を公共的団体と言うことはできないと思えます。

公募せず選定したのは行政がどのような判断でしたのでしょうか、お聞きしたいと思えます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

まず、指定管理者を公募しないで選定した判断についてでございますけれども、公募によらない指定管理者の選定につきましては、先ほどから答弁しておりますように、白浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の第5条に、「公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思慮するときは、公募によらず、本町が出資している法人又は公共団体もしくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる」旨がうたわれています。

町といたしましては、漁業振興施設フィッシャーマンズ・ワーフ白浜の設置目的や事業効果を思慮しますと、和歌山南漁業協同組合の湯崎地域の漁業者12名が発起人となり、フィ

ッシャーマンズ・ワーフ白浜の運営を目的として設立された株式会社フィッシャーマンについては、同社の設立までの経過、さらには、同社の定款でも「漁業振興施設に関する管理運営」を営むことが目的としてうたわれていることなどを踏まえ、この施設を運営していただくのに最適な公共的団体であると判断しましたので、公募によらずに株式会社フィッシャーマンをフィッシャーマンズ・ワーフ白浜の指定管理者に選定してきたところであります。

また、この件につきましては、議会におきましてもこれまで何度かご質問をいただき、その点をご理解いただいた上で指定管理者選定に係る町議会としての判断をいただいていると認識していますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

6 番 南君（登壇）

○6 番

これはよく分かります。

だから、漁協だったら大丈夫でしょう。これは公共的団体だと思います。そやけど株式会社フィッシャーマンというのはなぜ公共的な団体になってくるんですか。例えば臨海の駐車場がありますね。指定管理をしています。そしたら臨海の商店街の人たちがお金を出し合っって株式会社をつくって定款に「駐車場の管理をする」というそういう定款をつくってやれば、公共的団体になって、公募もせず指定管理者になれると、そういうふうを受け取ってもよろしいんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず公共的団体という範囲については、漁協は当然そうした公共的な団体に入るというふうなことでございますが、その以前の行政実例の中に、株式会社であるとかそういったものにはかかわらないというふうな実例が出てございます。

昭和34年の実例でございますが、公共的団体とは、農協、漁協、生協、商工会議所等の産業経済団体、老人ホーム、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会等の文化事業団体やいやしくも公共的な活動を営むものは、全てこれに含まれ、法人たる否とを問わないというふうな、すみません、先ほど34年と申し上げましたが、これは昭和24年の実例でございます。それから民法第34条の規定に基づく公益法人、これらについても具体的活動が公共的活動に及ぶ限りにおいては、本条の公共的団体等に包括されるというふうなことが、昭和24年の実例でございます。

私どもは、株式会社フィッシャーマンの成り立ち、それから地域の方々がフィッシャーマンズ・ワーフを運営していくためにつくった会社であると、このようなものとかを鑑みたときに、やはり行政に対しましても公共的団体であるということで認識して、議会にも提出させていただき、そこで議決をいただきましたので、公共的団体の範疇に入るというふうを考えてございます。

それから、先ほどの南議員の質問の中で、随意契約が地方自治法の解釈から言うと違法になるというふうなご発言がございましたが、ここにつきましてはこの随意契約というのはあくまで民法上の随意契約的な部分でございますので、指定管理に係る協定というのは、これ

は随意契約に基づくものではないに、指定管理の指定という行政処分の中でお約束事をするものでございますので、今回のやり方はすなわち地方自治法上の随意契約の部分に抵触するというふうなことではございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

そしたらあくまでも株式会社フィッシャーマンは公共的団体であると、そういうふうを受け取るんですね。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

はい、そのとおりです。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

そしたら漁協、農協、白浜で言うたら観光協会、社会福祉協議会、いろいろあると思うんですがそれと同類というんですか、そういうふう理解してよろしいんですね。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

指定管理上における契約、指定管理者の範疇の中の公共的団体というものには該当してまいるということでございます。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

そしたら先ほどのことなんですけど、臨海もそういうふうにつくれば、公共的団体と認めもらえるんですね。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

そこは指定管理者の選定をどのようにするかというふうなことにはなってくるかと思うんですが、仮にそのような地域の方々が公共施設を運営していくために団体をこしらえて、そこに委託ということになれば、形式上は可能だということでございます。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

この点に対してもう1件だけお聞きします。

そしたら町が出資した株式会社を除き指定管理者としてこの団体以外に、まあ言うたら湯崎の株式会社フィッシャーマン以外にこういう例がほかにあるんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番外（農林水産課長）

こういった漁業振興施設というのは私どものところであるといいましたら、ここのフィッシャーメンズ・ワーフと、それから海来館、こちらは日置川町商工会に委託してございますから、こちらは当然商工会でございますのでそういった部分ではないと思うんですが、あとの部分につきましては、例えば椿はなの湯、ここは椿の共済組さんをお願いしてございます。それとそれぞれの会館とか集会所、こういったものにつきましても自治会なり区とかそういったところにもお願いしている事例もございますので、診療所等であつたら白浜はまゆう病院のほうをお願いしているというふうな例もございますから、そこはいろいろな例があると思います。

○議長

6番 南君（登壇）

○6番

ちょっとまた水かけ論になるんですけど、結局根本的に公共的団体というのが、私から言うたらなぜ湯崎の株式会社が入るのかと、それが非常に疑問なんですよ。ほかにないでしょう。町内にいわゆる自治連絡協議会ではなしに、椿はなの湯みたいなのとかというのだったら、半公共的といったらそうですよ。そやけど完全に民間の株式会社なんでしょう。

○議長

番外 農林水産課長 古守君

○番外（農林水産課長）

そこはまず成り立ちが普通の株式会社とは違うと思うんです。この漁業振興施設を指定管理の和歌山南漁協の中でやっていくというふうなところでは、一定の株式会社というものを使ったほうが良いというふうな判断で12人が発起人になって会社をつくってございます。ですから、極端な話を言いますと、これが株式会社フィッシャーメンズという株式会社でなくても、例えばフィッシャーメンズ白浜を運営する会ということで、漁業者の方々が12人構成員となって団体をつくられた場合、こういった場合についても一定の要件さえ満たしていただければ指定管理の相手方というふうにはすることはできるということでご理解をお願いします。

○議長

6番 南君（登壇）

○6番

ちょっともうこの件についてはやめますけど、要は先ほども言っていますが、定款に湯崎のフィッシャーメンズ・ワーフ白浜の管理をするというのを入れているというんですが、定款なんて会社をつくったらできますよ。私だってできる、できない、運営する、しないは別にして、定款ぐらいはそういうのはつくれますよ。そやから定款にそんなのを載せているという理由だけでは、私はちょっと公共的団体というのは言い難いと思います。

もう議論はやめます。

先ほどの収支の報告の秘密というんですか、要は事業報告、これは公開が原則だと思うんです。漁協や株式会社やあるいは町が秘密にするというのは、おかしいと思うんです。地方自治法においても事業報告書を提出しなければならないとされており、義務であります。私

は相手の事業者に配慮した開示しないというんですか、公開しないというのはおかしいと思うんです。

この点で言えば、要は収支の状況がよかったら報告をするけど悪かったら報告をしない、そういうふうにとられても仕方ないんじゃないですか。だったら議会にここに対してお金を入れるというんですか、そういう議論もできないですよ。数字がというか、収支報告も分からないのに、例えば指定管理料を上げるとか、前にちょっとそういう話があったのですが、秘密にされたらそういう議論ができないんじゃないですか。その点はどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

当時の公表しなかった部分と、今後指定管理料を上げていくという部分が直結して考えられると、非常に難しいわけですけど、当然、指定管理料を上げていく、検討していくという段階においては、過去の収支状況というのは公にした上で十分な議論をするべきというふうには思います。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

だからその秘密にするというのは、いいときも悪いときもせんことには、我々にしたらどんなにするのかというのが分からないんですよ。公のお金が出ているのに秘密というのは、大体おかしいです。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

議員のおっしゃる意味は私も十分理解できます。公のお金をそこに入れているのだから、その収支状況というのは当然公表して、皆さんにご理解をいただくという必要はあると思います。

ただ当時については、その辺のお約束がきちんとできていなかった部分もありまして、いろいろなことを公表しなかったという部分もありますが、何よりもあの時点で公表しなかったのは、そこを公表することによって、フィッシャーマンズ・ワーフ白浜の運営に重大な支障が出る。この支障というのは、取引先とかそういったところの関係ができなくなるというふうなことが生じてくる可能性もあったので、公表しなかったということでございます。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

ちょっと今の言葉なんですけどね、公表しなかった。あのときも私は聞いたでしょう。不安を与えるのは会社か漁協かと聞いたら、漁協だと言っているんですよ。2, 230万円の肩代わりをしたときに、これでやっとな経営が楽になる。経営が楽になるのはどこかと聞いたら、漁協と言っているんですよ。それでいいんですか。言葉の訂正はあるんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

漁協に影響があるということは、即ち、その時点でフィッシャーマンズ・ワーフ白浜という事業が町の事業が止まってしまうので、そういったことの部分の懸念でございます。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

もう分からんわ。

要は表に出ているのは皆、漁協なんでしょう。漁協が一応株式会社に任せているのであれどうであれ、経営が不安定になるというのは、あなた方は漁協だと何回も言っているんですよ。それも訂正しないんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

漁協がそういったことで不利益になるというのはそのとおりだというふうに思いますが、あの時点で漁協は不安定になるということではなしに。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

なしと違う。漁協がと言ったでしょう。漁協ですと言うてあるんですよ。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

すみません、まず漁協が指定管理の収支を公表しないという部分と、経営が苦しくなるという部分は全く別の話であって、ある程度は連携はあるんですが、収支の経営が苦しくなるという部分は、漁協が苦しくなると。ただそのことによって連動して、私どもフィッシャーマンズ・ワーフ白浜のほうの運営ができなくなってくるというふうなことがございますので、その町の事業に対するフィッシャーマンズ・ワーフ白浜ということに対する懸念ということで、公表しなかったということをご理解をお願いします。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

もうこの議論はやめます。

次に、もう時間があまりないので最後にします。

施設の5年間の契約期間が終了すれば次は公募する予定なんですか。そのお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

この5年間の指定管理が終了すれば公募する予定なのかということのご質問だと思います。その時点での町長の判断になると思います。ただ現職でございますので、私が今から公募

の予定ですとか、あるいは公募の是非を申し上げるといのはいかがかと存じますが、施設の経過や性質を考慮しますと、私は和歌山南漁業協同組合の湯崎地域の漁業者12名が発起人となり、フィッシャーマンズ・ワープ白浜の運営を目的として設立された株式会社フィッシャーマンは、この施設を運営していただくのに最適な公共的団体であるとの考えのもと、現状では公募をする必要はないかと思っております。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

これ私がしつこく言うのも、3回とも最初に漁協をやったでしょう。2回目、3年間の株式会社、これは公募していないでしょう。それで3回目ももちろんしてないでしょう。

1回目は、表向きは漁協ということでよく分かります。実際は違ったのですけども。2回目はどんなになっているんですか。

2回目は解約するときに6か月以上前に、さっき言いましたけど、6か月以上前に解約するという通告をせよというそういう協定を結んでいるでしょう。漁協はもうよう受けないと解約するのが直前だったでしょう。満期が平成28年だったかな。要は3月31日が期間の終了だったのに2月に断ってきたでしょう。私はあのときに聞いたんですよ。「そういう協定はないのか」と言ったら、「ありません」と言ったんですよ。ちゃんと6か月前という協定をやっているでしょう。そのときに期間がなかったから、公募する時間もないし、実績もあるということで議会も通したと思います。

そして、3回目なんです。このときにやっぱり議会からも公募せよと、1人、2人と違います、そういう話がありました。そのときに、我々議員としての自覚が足りなかったというか、公募しなければならないという理由をきちっと把握できなかったんですよ。だからやっぱりこういうのは、我々もそういう規約というんですか、あるのを分かっているながら公募をしなければならないという理由を見つけられなかったのは確かなんですけども、やはりこういうのは公募すべきだと思うんですけども、町長、再度お聞きしますが、今までの3回とも間違いなかったと思いますか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

間違いがなかったかどうかというのは、過去のいろいろな議論がありましたので、これにつきましては私自身も正しいということで現在まで至っておりますけれども、もちろん誤解やあるいは議員からのご質問に対して的確にお答えできなかった部分はあるかと思えます。

これが議会を混乱させた要因の1つだったかも分かりませんが、私自身は、今後も公共事業である漁業振興施設で当然運営をしていただく限りは、やはりそこはきちっと指定管理者の責任でこの施設を運営してもらいたい。そのためにも町としたらできるだけ協力は惜しまないというスタンスでこれからも臨んでいきたいというふうに思っております。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

当時に6か月前の規定の話をお先ほどされたと思うんです。6か月前でないと。それで町の

ほうはそういった規定はないと申し上げたということなのですが、多分規定自体は協定の中にあるんですが、ペナルティーの部分であったかというふうに思うんですが、ペナルティーは確かになかったと思います。その辺の部分がないというふうに答弁したように私は記憶しているんですが、確かに規定はございますので、そういったことで規定がないということで申し上げていたとしたら、そこは訂正させていただきたいと思います。

○議 長

6番 南君（登壇）

○6 番

ちょっと最後の反論ですけど、ペナルティーとかそういう話ではなかったんですよ。6か月と、「解約するのだったら何か月前という約束があったのと違うのか」と言ったら、あなた方は「なかった」とはっきり言っているんですよ。それが今、やっぱりあったでしょう。そのことを私は言っていたんです。

もう終わります。4年間の任期を私はこれで終わりますので、いろいろとご迷惑をかけました。ありがとうございました。

○議 長

以上をもって、南君の一般質問は終わります。

暫時休憩します。

（休憩 13 時 58 分 再開 14 時 02 分）

○議 長

再開します。

通告順4番、5番正木君の一般質問を許可します。

正木君の質問は一問一答方式です。通告時間は40分です。

質問事項は、1つとして、町内における様々な新型コロナウイルス感染症対策について、2つとして、防災対策についてであります。

初めに、町内における様々な新型コロナウイルス感染症対策についての質問を許可します。

○議 長

5番 正木君（登壇）

○5 番

例年であれば3月議会になるんですけど、私たちは来月選挙を控えているので、2月というような状態でございます。若干1か月早く開会していただいているんですけども、今日の質問事項では、町内における様々な新型コロナウイルス感染症対策について、2つ目には防災対策についてを質問いたします。

議長及び同僚議員の皆様のご理解の下、発言の機会をいただき御礼申し上げます。また、長年町民福祉のため、町政発展のためご尽力いただきました同僚議員、先輩議員の勇退、そしてまた職員の退職される方々に御礼申し上げます。ご苦勞さまでございました。最後にまた、町政伸展のためにご尽力賜りますことをよろしくお願い申し上げます。

それでは、質問に入りたいと思います。

町内における様々な新型コロナウイルス感染症対策についてです。

今まさにピークアウトしたというような専門家がおられますけれども、なかなか減速しない。日に10万人単位で推移しているような状態でございますけれども、このコロナ禍で町

内における第1次、第2次産業の従事者の現状、労働環境の現状について、町長、答弁をよろしく。

○議 長

正木君の質問に対する当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

正木議員から、町内における様々な新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問、第1次産業、第2次産業についてのご質問をいただきました。

新型コロナウイルスの感染拡大につきましては、社会のシステムや人々の生活に大きな影響をもたらしております、議員のご質問にございましたように、今なお、その渦中で右往左往している状態が続いております。

その影響は、観光関連分野により大きな影響を及ぼしております、そこに関わりを持っております第1次産業、第2次産業につきましても、需要減退等による価格低下等が幅広い品目で発生するなど、多大なる影響が出ております。

町内での現状につきましては、また後ほど担当課長から答弁させていただきます。

○議 長

5番 正木君（登壇）

○5 番

ありがとうございます。昨日より、第1次産業、第2次産業、農林水産業の中で、地方紙において春を告げるヒトハメという産物が写真入りで上がっております。これも風物詩でありますけれども、なかなか生活の水産の基盤になるようなものが年々陸、海、空とともに変質しております。

そういう中で、まず第1次産業である漁業、農林業の中で相当皆さんが苦労をされておられる。そのあとの第2次、第3次であればまん延防止対策とかの部分でいろいろな部分で手当金とかで補完される状態でございますけれども、いかんせん第1次、第2次の従事者たるものは相当苦悩しておるんですけれども、そこらは古守課長、どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず私ども農林水産課で第1次産業ということになるんですけど、第1次産業の現状につきましては、感染症対策などに伴う需要減退による価格低下により、大きな影響が生じております。先ほどもヒトハメという例をお聞きしたんですが、以前に議員のご質問の中で地元の漁師さんの例をおっしゃっていただきまして、そのように私どもにも関係者の方からの声が聞こえてきております。明確に新型コロナウイルス感染症拡大の影響を示す数値としてのものは把握できてございません。

参考までに、当課が把握しております国の高収益作物次期作支援金の状況を申し上げますと、これは新型コロナウイルスの影響による需要の減少により、市場価格が低落し売上げが減少するなどの影響を受けた高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援する制度でございます。令和2年度事業では、野菜、花卉、果樹栽培において影響があった

として、申請者数24戸に対し2,478万6,170円が国から交付されました。

また、令和3年度事業では、花卉栽培において、申請者4戸に対し285万6,000円が交付されております。

以上です。

水産に対するこのような制度、こちらの制度につきましては、これはあくまで高収益という農作物に対しての制度でございまして、水産業に対しましては、観光課所管の支援金というのがございまして、これは事業継続支援金、それから事業継続推進補助金、経営支援臨時給付金というふうな3つの部分に分かれてございまして、そこに出てきました漁業ということで把握しておりますのは、令和2年度に漁業で29件、交付額は100万8,000円、それから令和3年度は事業継続支援金がございまして、それから事業継続推進補助金というのが令和2年度、こちらのほうが漁業28件、交付額が506万5,000円、令和3年度で6件、交付予定額、これはまだ予定になってございまして、59万6,000円。それから経営支援臨時給付金、これは令和3年度のみでございまして、10件、85万円というふうを確認してございます。

○議 長

5番 正木君（登壇）

○5 番

やはり課長、第1次、第2次産業というのが、沖で獲ってきたものもなかなか浜で値段がつかない、そういう状態でございます。ここの幹部の方で船で釣りに行く人もありますが、大概こんなものを釣ってくるんですけど、本当に値段のない浜相場というんですか、ましてや宿泊施設にお客さんもキャンセルの中で需要がたっと減っておると、こういう部分で、第1次産業の方は大変苦悩されておるところでございます。どうぞ課長、そこらのはっぱをかけていただければありがたいなど。

それでは、観光課のほうであれば、聞きたい。

○議 長

番外 観光課長 寺脇君

○番 外（観光課長）

私のほうからは第2次産業の現状につきまして、ご答弁させていただきます。

誠に申し訳ないんですけども、第2次産業の現状につきましては、明確には把握のほうはできておりませんが、長期にわたる新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げの減少などあらゆる分野の事業者が大きな打撃を受けております。

こうした事業者への支援といたしまして、国・県はもとより、白浜町におきましても、先ほど農林水産課長のほうからもございましたけども、様々な緊急経済対策を実施してまいりました。その主な支援事業の交付状況を申し上げますと、事業継続支援事業では776件、3,233万4,200円のうち、第2次産業のほうは168件、707万3,200円、事業継続推進補助事業につきましては486件、6,513万2,000円のうち、第2次産業のほうは41件、293万5,000円、それから経営支援臨時給付金事業につきましては314件、2,000万円のうち、第2次産業のほうは21件、125万円となっております。このほかにも、中小企業信用保証料補助金、中小企業等資金利子補給制度などを実施してございます。

こうした町の緊急経済対策や国・県の支援策等によりまして事業者を支援することで、事業を継続していただき、その結果といたしまして従業員等の雇用継続にもつながるといふふうに考えてございます。

以上です。

○議 長

5番 正木君（登壇）

○5 番

それでは3つ目の、生命に帰する、急を要する職域、職種の方々の補助、まさにエッセンシャルワーカーの体制が構築されておるのか、白浜町においてどうですか、町長。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

専門職等に関するコロナ感染症対策を踏まえた勤務体制についてでございますが、まず消防職の感染対策につきましては、職員への新型コロナワクチン接種を実施しまして、国から示されている救急隊の感染防止対策マニュアルを基本として、適宜行っております。また、職場内において出勤時の検温、体調管理を行いまして、定期的に清掃、消毒を実施、ソーシャルディスタンスを確保するなど、徹底して感染拡大防止を図っています。消防職員に多数の感染者が仮に発生した場合におきましては、限られた職員により災害対応業務を優先かつ効率的に実施するため、消防本部新型コロナウイルス対策のための業務継続計画を策定しておりまして、災害時に消防力の低下がないように取り組んでおります。

○議 長

5番 正木君（登壇）

○5 番

現実、途中でありますけれども、町長、沖縄県なんかは3部体制で消防をしていたんです。一番ピークになったときに2部体制になったんです。100人が感染者というんですか、濃厚接触者になって3交代のところは2交代になった。そして、先日のテレビでは北海道の札幌市、函館市の病院なんかは本当にパンク状態というような報道をされておりました。そこから、命を守る、まず警察、消防、そういう医療関係はご苦労さまでございますけれども、最前線に立っている方々のエッセンシャルワーカー、我々のスペアは世の中にいっぱいありますけれども、そういう方々はなかなか、消防、警察、病院、看護師、いろんな部分が今きゅうきゅうとしているのが現状でございます。

それを町長を筆頭に認識していただいて、各機関、本当に白浜はまゆう病院も地元の医療機関の中核を担っていただいておりますけれども、西富田クリニック、森山医院さんも医療機関はいろいろありますけれども、日置地域の医療も含めて、本当に人員確保というか、そういう手当、体制の部分で、近隣とも提携していただいて、迅速な対応をしていただければありがたいなど。いかがですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今正木議員から医療関係者の体制ということでご質問をいただきましたけれども、やはり

医療機関における感染対策としましては、和歌山県から各医療機関、薬局等に「新型コロナウイルス感染症に係る院内感染対策の徹底等について」ということで、これが通達されております。各医療機関におきましても、職員の感染対策はもちろんのこと、感染予防対策の実施状況の再検討、あるいは感染防止に万全を期しまして、医療提供体制を堅持するために取り組んでいただいております。

仮に陽性者や濃厚接触者となった場合には、職務を休まざるを得ないことがあり得ますので、そういった場合には、他部署からの応援や非番の職員での応援体制が必要となると考えております。

そのほかにもエッセンシャルワーカーとしましては、町内では保育園につきましても、新型コロナ感染症で保育士等が罹患したり、あるいは濃厚接触で自宅待機を指示されて勤務できない状況となり、国で定められた保育士の配置基準を満たせない状況となった場合でも、施設全体を閉鎖することなく、柔軟な運用を行うよう厚生労働省より通知がありますので、白浜町もその通知に基づきまして、保健所と協議して対応していきたいと考えております。

専門職以外の職員の職場についても、感染した職員が所属する部署内で人員を確保することを基本とし、確保できない場合は、他の部署と調整をして、人員の確保を図ることとしております。

また、新型コロナウイルス感染症の対応が最前線となって勤務している保育士職等の給料に係る処遇改善臨時特例事業につきましても、先日の全員協議会で説明させていただいたとおり、近隣市町の状況や他の職種との均衡を図りながら検討したいと考えております。

○議 長

5番 正木君（登壇）

○5 番

それでは、まさにこの20日から3度目のワクチン接種に白浜町が取り込まれると認識しておりますけれども、後期高齢者、私も含めて私は27日からですけれども、誠に若い人には申し訳ないけれども、ここの町独自の方針、やはりワクチンが選択できるのかできないのか、そういう実例で言えば、1回目2回目でファイザーをして3回目でモデルナとか、そういうような選択肢が受益者のほうにあるのか、ないのか、白浜独自のオープンな部分ではどのようなお考えか、いかがですか。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

ただいま正木議員から、新型コロナワクチンの3回目の接種についてご質問をいただきました。

3回目の接種の取組につきましては、国の新型コロナワクチンの追加接種の実施方針に基づきまして、感染予防効果や重症化予防の観点から、初回接種を受けられた18歳以上の方に対して追加接種に取り組んでおり、対象者の方には順次、ワクチン接種のご案内を送付しているところでございます。

先ほどご質問のありましたワクチンにつきましては、今回は異なる種類のワクチン接種ということになっておりまして、1、2回目に接種したワクチンの種類にかかわらず、初回接種と追加接種で異なるワクチンを接種する交接種ができるようになり、厚生労働省のリー

フレットには交接種の安全性や有効性について記載をされております。例えば、1、2回目の接種でファイザー社製のワクチン接種を受けた人が、3回目でファイザー社製のワクチンを受けた場合と仮にモデルナ社製のワクチンを受けた場合のいずれにおいても、抗体価が十分に上昇すると報告されているところでございます。

今回の追加接種につきましては、ファイザー社製、モデルナ社製のワクチンが国から供給されることになり、ワクチン接種を希望される方には、できる限りご希望に添えるようにとは考えておりますが、ワクチンの供給量や接種体制によりましてご希望に添えない場合がございますので、ご理解、ご了承をいただきたいと考えております。

以上です。

○議 長

5番 正木君（登壇）

○5 番

先ほど前段に消防のほうから質問するのを忘れました。また後日、そういう部分で検討していただければありがたいなど。

それでは、今、泉課長より、3回目接種に向かつての部分の説明されたんですけども、1回、2回という中で、白浜町の状況というんですか、どのぐらいの方が接種されて、高止まっているのか、ある程度本当に大分意識してこうやのうと言ってあるのか、そこらの現状はどうなんですか。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

1、2回目の接種状況につきましては、ワクチン接種を希望され接種した方につきましては約1万6,700人で、接種率は約89%となります。

ただ、まだ1、2回目というか、まだ打っていない方でワクチン接種を希望したいという方がございましたら、また担当課のほうへ問合せをいただきましたら、初回接種という形にはなるんですけども、そういう対応は今後もしていく予定でございます。

以上です。

○議 長

5番 正木君（登壇）

○5 番

地域によってやはりばらつきがあるかと思うんです。小さい島々の町村というんですか、そういうところはやはり接種率も100%に近い部分と言われておりますけれども、都会になればなるほどそういうアレルギーとか拒否とかいろいろな部分が垣間見える状態でございますけど、なるべく全体のことを考えれば、100%に近い部分が接種されたらその町自体も安全であろうと、このように思っていますので、どうぞひとつ啓発というんですか、案内を町民にアプローチしていただければよろしいかと思うんですけど、再度、住民保健課長でよろしいです。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

正木議員おっしゃいますように、今のこのコロナの感染症の対策というところにつきましては、やっぱり感染予防効果、それから重症化予防効果というところを考えますと、ワクチン接種が有効な手段というところを考えております。

ただワクチン接種につきましては強制的なものではございませんので、希望される方が一日でも早く打てるような体制で担当課としては取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

5番 正木君（登壇）

○5 番

はしりはしりになって申し訳ないんですけども、コロナ感染症対策において、障害者及び幼児等の対策について、民生課関係では対応できているのか。並びに学童保育もそういう対象になろうかと思うんですけども、そこらのご答弁をお願いしたいと思います。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

議員より障害者及び保育園、幼稚園等の感染症対策についてご質問をいただきました。

障害を持たれた方へのコロナウイルス感染症に関する対策でございますが、実際直接関わられている施設や事業所が、例えば通常通所で行う支援を在宅での支援に切り替える等、日々感染対策を徹底していただいているところです。

また、ワクチン接種につきましては、町内の障害関係の事業所が集まる会議を定期的開催する中で、利用者への接種の呼びかけや情報の共有などを行ってきました。実際の接種の際は、1人での接種が困難な方には、相談センターの職員が同行していただくなど対応をいただいております。

現在の新型コロナウイルスの感染状況を見ますと、ワクチンを接種していない11歳以下の罹患も見受けられます。県内保育園等でもクラスターが発生している状況を踏まえ、保育現場ではできるだけ対策を取っております。

保育中の園児の体調管理については連絡帳で体温を確認し、体調のすぐれない園児にはその都度検温し、37度5分を超えている場合や体調不良があれば家庭に連絡し、お迎えをお願いしております。保育中は定期的な消毒、十分な換気を行い、他のクラスとの接触を避け保育を行っております。園の行事についてもコロナの感染状況を見ながら延期や規模の縮小等を行っております。大きな園では5歳児のみの参加にするなど、3密を避ける取組を実施しております。

また、園児の同居家族で濃厚接触等が出た場合は、園と連携を図り、必要に応じ保健所の指示を仰ぎ、対応しております。念のためPCR検査を受けることとなった場合は、保護者と話し合い、検査結果が出るまでは登園自粛をしてもらっております。

ワクチン接種につきましては、5歳児から11歳児のファイザー社製ワクチン接種について各保育園に説明を行いました。

以上です。

○議 長

5番 正木君（登壇）

○5 番

引き続きまして学童保育について教育委員会のほうであれば、どうぞお願いします。

○議長

番外 教育次長 榎本君

○番外（教育次長）

学童保育所における新型コロナウイルス感染症に関する対策についてご質問をいただきましたのでご答弁申し上げます。

学童保育所は、町の直営と委託とで運営してございますが、基本的な対応につきましては違いはございません。各学童保育所におきましては、学童保育所での感染対策マニュアルに基づき運営しており、昨今のオミクロン株による急激な感染拡大により、危機意識をさらに高めて運営しているところでございます。

中でも通所児童が陽性と確認された際には、疫学調査により濃厚接触者等を確認するわけですが、濃厚接触者となると、現在のところは1週間程度の自宅待機が要請されることから、濃厚接触者とならないようマスクの着用や飲食時に間隔を空けたり、時間差を設けたりしながら、工夫を凝らして対応しているところでございます。

学童保育所は、基本的には保護者の就労を支援することが大きな目的でございますので、学童保育所を休業したり、児童が濃厚接触者と確認されて保護者の方が休業しなくてはならない状況を極力生じさせないよう努めております。また、支援員の方々も感染したり濃厚接触者となりますと児童の支援ができなくなりますので、感染には十分注意しながら運営をいただいているところでございます。

○議長

5番 正木君（登壇）

○5 番

先ほど中本民生課長よりご答弁いただいたんですけど、皆さんご存じのごとく、先般、湯崎保育園も事例がありました。今も教育次長のほうから学童保育についてそういう指導というんですか、あると思うんですけども、公的な施設と私的な部分が、そこからは日々報告があるんですか。私立の学童保育をしているところから日々、こういう当局のほうに、民生課も教育委員会も含めて、今日からは安全でしたよと、こんなのですと、濃厚接触があるんですよとか、なかなか表に出にくい時代で、中央政府も和歌山県の仁坂知事もクラスター以外はもう言わないというような変節ぶりなんですけども、そこらは現場を預かる者としてはいかがですか。

○議長

番外 教育次長 榎本君

○番外（教育次長）

濃厚接触者に家族の方がなったとか、子供が濃厚接触者になったり、またPCR検査を受けるといような1つ前の段階の状況から、学校や学童保育所、保育園もそのように聞いておりますけども、保護者の方から情報を提供いただいております。その段階におきましては、内部の関係の段階で押さえておりますけども、児童生徒、また保育園におきましても陽性者が発生したという段階におきましては、そのクラス全員が大体疫学調査の対象になります。そうしますとその方々が濃厚接触者となったり、またその方々がPCR検査の対象にな

ってくるという状況になってきますので、その段階におきましては関係する中学校区、白浜では白浜中学校、白浜第一小学校、白浜第二小学校、白浜幼児園、湯崎保育園、そして学童保育所、ここに全ての名簿の共有を行ってございます。新たに誰かが陽性となれば、全てのところに影響するというので、ただこの情報につきましては、校長とかトップのほうで保管していただいて、なかったらよかったなという状況で情報共有を行っているところです。

○議 長

5番 正木君（登壇）

○5 番

時間も迫っていますので簡潔にお願いします。

それでは、議長に早くもう時間内に収めよと事前に言われているんですけども、感染症で濃厚接触者となった保護者、どちらも民生課にしても教育委員会にしても対象になると思うんですけど、白浜町独自の保護者、父兄、そういう方々の支援体制というか、休業補償も含めて、そこらはどういう格好で取り組まれているのかな。いかがですか。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

濃厚接触者等によって休業せざるを得ない状況に保護者の方がなるわけなんですけども、町独自の支援というのはございません。国におかれまして、新型コロナウイルス感染症による小学校の休校等に関連しまして、事業所等に雇用されている方には助成金制度がございます。また委託を受けて個人で仕事をする方には支援金制度がございます。両制度ともに現在は令和4年3月31日までの対象期間となっておりますので、学校や学童保育所、保育園等が新型コロナウイルス感染症により臨時休業となり、子供の世話が必要で仕事を休まなければならない場合は、この制度をご利用いただきたいと思っております。

ただ、助成金には、休暇制度等において事業主のご協力が必要不可欠となりますので、事業主の方には、この制度の趣旨をご理解いただきまして、子供のお世話を必要とする保護者等のご支援にご協力をお願いしたいと思っております。

○議 長

5番 正木君（登壇）

○5 番

コロナはこの辺で一区切りしまして、時間も迫ってきているので、防災に移ります。

○議 長

以上で、町内における様々な新型コロナウイルス感染症対策についての質問を終わりました。

次に、防災対策についての質問を許可します。

5番 正木君（登壇）

○5 番

次に防災・減災についてですけども、白浜町の一番関心のあるのは、やはり地震よりも津波というような私は認識をしております。一番感じている住民の1人でありまして、白浜町の津波ハザードマップの策定期間と活用についての質問をいたします。

今白浜町において、各家庭に配布済みの白浜町津波ハザードマップは何年度作成のものか、

当時のデータマップ、そういうのは生かされているのか、いかがですか。

○議 長

正木君の質問に対する当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

ただいま配布をさせていただいておりますハザードマップの作成年度等についてご質問をいただきました。

この津波ハザードマップにつきましては、平成23年の東日本大震災の発生を受けまして、南海トラフでの巨大地震の発生が危惧されるようになったことから、平成24年度に県が巨大地震による新たな津波浸水想定図を公表し、町におきましても平成25年度に避難場所などを示した新たな津波ハザードマップを作成したものでございます。

以上です。

○議 長

5番 正木君（登壇）

○5 番

午前中、同僚議員が防災で質問をされていて重複すると思うんですけども、やはり我々が白浜町においては相当津波対策、日置地域も含めて中地区、特に力を入れて防災タワー、避難ビル、いろいろな部分が投資されておりますけれども、先般、豊後水道にも震度の相当大きなやつが揺ったと思うんですけども、それは南海トラフに、学者によれば一番端っこの域内だというような論をする学者もおりますけども、東南海の三連動とは違うと言う方もおりまして、愛媛県と宮崎県の間震源地の地震が相当あったと思うんですけど、課長、いかがですか。飛び入りの質問です。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

基本的には、直接南海トラフとの因果関係はないと気象庁のほうでは発表しておりますが、中には専門家の方の中には関係もあると言う方もおられますので、その辺は十分注視しながら。

○議 長

5番 正木君（登壇）

○5 番

次に、はしりはしりになりますけども、防災士という資格が認定されておりますけれども、阪神大震災、10年前には東北の震災、そういう部分で防災士を育成しようと、こういう動きが近隣、田辺市も含めて何百名と養成されております。その中では、白浜町もそういう防災士は何名おるのか、そして防災士を育成していくいろいろな部分で補助をする、ライセンスを取るには若干費用も要ることですから、補助的なこともそこに当然発生していくと思うんですけども、そこらのお考えはいかがですか。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

日本防災士機構によりますと、令和4年1月末現在で、県内での防災士認証登録者数は2,636名おられまして、このうち白浜町に住所を有する者は48名となっております。

取得の助成等のご質問ですが、防災士になるためには、一般的な方法といたしましては、日本防災士機構が認証した研修機関が実施する防災士養成研修講座を受講していただきまして、受験資格を得た上で取得試験に合格するということが必要であります。

町では資格取得のための補助制度は今のところ設けてございませんが、地域の防災力を向上させるためには、災害に対する専門的な知識と防災に対する強い意欲を併せ持ったリーダーを養成することが求められると御座いますので、支援制度の在り方については、今後、近隣市町の状況なども調査をさせていただきたいと御座います。

また、県では地域における防災リーダー育成を目的といたしました「紀の国防災人づくり塾」を定期的で開催されており、受講料も無料で防災士の受験資格を取得できることから、こうした制度を活用していただくことも有効であると思っております。

○議 長

5番 正木君（登壇）

○5 番

避難したときには、やはりそういう防災士の資格を持っているリーダーが今後必ず必要になってきますので、どうぞひとつよろしく。

締めます。

私は東白浜地区、特に綱不知で育った男でございます。本当に14名余りの人命、貴い命が奪われたのが80年ほど前の話でございます。どうぞ皆さん、そこらを含めて、町長、レッド地区、オレンジ地区、イエロー地区、こういう防災マップに色分けしているところがございまして、トリアージという先行で投資していかんなんところと、手当していかんなん避難先、午前中に水上議員の質問で言われましたように、ハードなものばかりではなくて、学習も必要でありますので、どうぞひとつ白浜町が先頭に立って防災に取り組んでいただきたい。

これをもって私もこの来月また洗礼を受ける立場でございますので、皆さんよろしく、お体ご自愛してください。ありがとうございます。終わります。

○議 長

防災対策についての質問は終わりました。

以上で、正木君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結します。

あと少し時間をいただきまして、先ほどの追加日程で議案30号ということについて、少し提案理由の説明を求めておきたいと思っております。

（2）追加日程第2 議案第30号 令和3年度白浜町一般会計補正予算（第11号）議定
について

○議 長

追加日程第2、議案第30号 令和3年度白浜町一般会計補正予算（第11号）議定につ

いてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番外（町長）

新たにご審議をお願いいたします案件の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

議案第30号 令和3年度白浜町一般会計補正予算（第11号）議定につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に6,960万円を追加し、歳入歳出予算総額を139億6,845万5,000円と決めました。

今回の補正の主なものにつきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、宿泊予約サイトを活用した宿泊割引クーポン事業及びプレミアムクーポン販売事業、プレミアム商品券発行事業に係る経費等を計上させていただいたところでございます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、引き続き状況を注視し、必要な施策に鋭意取り組んでまいります。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

続いて、補足説明を許可します。

番外 総務課長 愛須君（登壇）

○番外（総務課長）

議案第30号 令和3年度白浜町一般会計補正予算（第11号）議定について、議案書（P.68～69）に基づき、説明した。

○議長

以上で、補足説明が終わりました。

お諮りいたします。

審議の途中ですが、本日はこれをもって延会し、次回は2月24日木曜日午前10時に開会したいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会します。

議長 西尾 智朗は、14時53分 延会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和4年2月17日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員